

## 7月27日付意見募集への信託協会意見 について(厚年、DB)

対象先	DB年金	厚年基金	DC	退職金	その他
	法令通知	財政運営	資産運用	会計基準	その他
内容					

### ポイント

有識者会議報告を受けた財政運営基準等の見直しにつきましては、現状、意見募集<sup>1</sup>が行われておりますが、信託協会の提出意見が公表<sup>2</sup>されたのでご案内致します。

以下のような弊社からの提出意見が採用されています。

- ・ 給付減額ルールの根本的な見直し
- ・ 財政中立化の更なる徹底
- ・ 予定利率引下げ支援策の対象拡大 ならびに 非継続基準にも配慮した予定利率引下げ支援策
- ・ 受給者減額時の一時金付与要件の緩和

1 年金ニュース [No.303](#) [No.304](#)

2 <http://www.shintaku-kyokai.or.jp/data/pdf/n240822.pdf>

信託協会提出意見の詳細は次頁以降をご参照

## 【ご参考】信託協会提出意見

No.	該当箇所	内容
1	全般	今回、パブリックコメントの募集に付された内容については、有識者会議報告にある検討事項の一部と認識しており、今後、給付減額ルールの根本的な見直しや代行部分に係る諸課題（期ずれ、0.875問題、給付現価負担金の交付基準等）及びその他の課題について継続的に検討、改正していただきたい。

弊社からの提出意見です。

No.	該当箇所	内容
2	改正概要 -3.(1)	今回の緩和は、過去勤務債務償却期間に関するものであり、継続基準のみを対象としている。したがって、非継続基準による掛金の引上げに対して効果がなく、予定利率引き下げの促進という目的に必ずしもそぐわないものと考えられる。したがって、実効性の観点から非継続基準の緩和を合わせて行うよう、改正していただきたい。

弊社からの提出意見です。

今回の意見募集は予定利率引下げにより増加した継続基準上の不足金を30年償却可能とするものであり、予定利率引下げ促進については一定の効果があるものと思料します。しかし、安定した財政運営のためには特に非継続基準対策が必要であり、継続基準と併せて非継続基準の緩和が必要と思料します。

No.	該当箇所	内容
3	改正概要 -3.(1)	今回最長30年までの償却が認められる不足金には繰越不足金が含まれないが、多くの基金では依然として繰越不足金を抱えており、予定利率の引下げに伴いこれを解消することは事業主（特に、中小企業）の掛金負担能力を上回ることが想定される。したがって、中小企業等の企業年金制度を維持する観点から、不足金全体の償却期間を30年にしていただきたい。

弊社からの提出意見（一部修正あり）です。

No.	該当箇所	内容
4	改正概要 -3.(1)	予定利率引き下げ促進の観点から「厚生年金基金の財政運営について等の一部改正及び特例的扱いについて（年発0131第2号）」の第8の2による緩和措置（平成25年4月1日までに予定利率を引下げ場合は繰越不足金解消を留保できる）の延長及び当該緩和措置の給付設計の変更を伴わない財政計算への適用を認めていただきたい。

弊社からの提出意見です。

改正概要・・・意見募集のホームページに掲載されていた「（別添）改正の概要」のこと（以下同様）

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495120181&Mode=0>

No.	該当箇所	内容
5	改正概要 -3.(1)	予定利率引き下げだけでなく、給付減額、加算型移行(例えば、加算部分に退職金を一部持ち込むことにより実質的な給付減額となる)等により、基金の存続に向けた努力を支援するために、当該変更を行う場合は繰越不足金解消を留保できる措置について検討していただきたい。

No.	該当箇所	内容
6	改正概要 -3.(2)	受給権者等の給付減額を行う場合の希望する者に支給する一時金額の選択肢について、最低積立基準額が必須であるならば、その他の選択肢を増やすことはあまり多くの意味を持たないと考えられる。一方、最低積立基準額の一時金取得は基金が存続する場合に認められる金額よりも大きくなるケースがあり、必ずしも選択肢とする必要はないと考えられる。したがって、当該一時金額の選択肢から最低積立基準額を外すことができるよう、改正していただきたい。

弊社からの提出意見(一部修正あり)です。

受給権保護の観点からは当然重要ですが、制度存続のためにも、しっかりとした労使合意を前提にある程度の基準緩和が必要と思料します。

No.	該当箇所	内容
7	改正概要 -3.(2)	給付減額の減額理由についての基準が明確化されているが、加入者の給付減額については2/3以上の賛成を要件としているのであるから、完全に「労使の自治」に委ね、給付減額の減額理由についての基準を廃止するという考えもあるのではないかと。

以上